

充実した総合法律支援を実施するための
方策についての有識者検討会
第7回会議
議事録

第1 日 時 平成26年6月6日（金） 自 午後3時07分
至 午後4時56分

第2 場 所 東京高検第二会議室

第3 議 題 充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会報告書
（案）について

○伊藤座長 定刻を若干過ぎておりますが、ただいまから有識者検討会第7回会議を開催したいと存じます。皆様方、御多忙のところを、また、お足元の悪いところをお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、本日の配付資料について事務局から説明をお願いいたします。

○松井参事官 それでは、事務局から資料について御説明いたします。

本日、配付資料といたしましては、資料つづりにございます被援助者が障がい者である援助事件数（平成26年度）とあるものでございます。第2回の検討会におきまして、障害者に対する民事法律扶助の実施状況のサンプル調査について御報告を申し上げました。法テラスにおいてはその後、平成26年4月1日から全地方事務所において、代理援助開始決定を受けた全事件について被援助者の障害の有無、障害の類型についてのデータ収集を始めておりますので、本年4月、5月についての速報値の御報告を申し上げます。

内容について御報告を申し上げます。4月については合計8,599件の代理援助事件がありましたが、そのうち被援助者が障害者の事件は205件、これは全体の2.38%です。内訳は身体障害が45件（0.52%）、知的障害が13件（0.15%）、精神障害が91件（1.06%）となっております。5月については合計9,144件の代理援助事件がありましたが、そのうち被援助者が障害者の事件は225件、全体の2.46%です。内訳は身体障害が49件（0.54%）、知的障害が12件（0.13%）、精神障害が108件（1.18%）などとなっています。

全人口に対する障害者の割合は、身体障害者が約3%、知的障害者が0.4%、精神障害者が2.6%などと言われているところですので、いずれの類型ともに人口比と比較すると少ない数値になっているように思われます。なお、被援助者が障害者に当たるか否かという点につきましては先回も申し上げましたが、医学的見地に基づくものではなくて、あくまでも法テラスの担当職員の判断によるものであることを付言いたしたいと思います。

資料については以上でございます。

○伊藤座長 本日の会議の議事について申し上げます。前回、委員各位にお諮りして御了承いただきましたとおり、この検討会における議論を踏まえまして、報告書案を座長私案として作成しておりますので、これにつきまして皆様方から御意見を頂戴したいと考えております。

そこでまず、議事の進め方について事務局から説明をお願いいたします。

○松井参事官 それでは、本日の議事について御説明いたします。前回まで御議論いただきました事項につきまして、有識者検討会報告書（案）とあるものに反映して座長の私案として作成していただいているところでございます。

簡単につくり等を御説明いたしますが、表紙がございまして、その裏に目次がございまして、第1ということで、「はじめに」というような形で導入の言葉を書いてございます。その後、「第2 検討すべき課題及びこれを解消するための方策」という部分が委員の皆様へ御検討いただいた部分でございまして、これは基本的には第2回で提示していただいた伊藤座長私案であるところの論点表に従った整理になってございます。このうち、この資料を見ると枠で囲まれた部分とそれ以外の部分というのに分かれておりますが、枠で囲まれた部分は、この検討会で委員の皆様方の検討結果、おおむねの合意がとれた部分あるいは最大公約数的な

部分ということで、取りまとまったと考えられるところという認識です。

ただ、少数の意見あるいは少数ではないものの、完全に一致しなかったような意見、いろいろ貴重な意見をいただいているところがございますので、枠の外に検討の経過としていろいろいただいた意見を記載するような形で議論の経緯を記載しているところがございます。

伊藤座長のおつくりいただいた原案に対して、きょうまでに幾つかの御修文の意見をいただいております。それをあらかじめこの中に反映した上で、それをたたき台にいたしまして、この場で協議をするというような形で進めてまいりたいと考えているところです。

それでは、本日は特に取りまとめということで、枠で囲まれた部分を中心に議論することとなると存じますので、私のほうで枠囲みがされた部分について朗読をしたいと思います。

まず、3ページでございます。高齢者・障害者関係でございます。

アとありまして、運用改善で高齢者・障害者の法的ニーズに応えることの可否について。

高齢者・障害者は、心身の状況等により従来の法律相談場所における相談を受けることが困難であり、認知症や知的障害等により判断能力が十分でない等の事情から、自身が法的問題を抱えていることの認識が不十分であったり、法的問題を抱えていることの認識があっても、法律サービスを受けなければならないとの認識が不十分であるなど、自ら弁護士・司法書士といった法律専門家（以下「弁護士等」という。）にアクセスしてくることが期待できない場合が多い。そのため、高齢者・障害者の生活支援に身近に携わっている福祉機関等との連携を強化して、高齢者・障害者が抱えるトラブルを積極的に掘り起こし、出張相談等の手法を通じて、弁護士等の側から積極的にアクセスする（以下「アウトリーチ」という。）ことで、弁護士等が法的問題を、福祉機関等が福祉的問題を取り上げ、全体として総合的な生活支援を積極的に行っていく手法（以下「司法ソーシャルワーク」という。）が非常に有効であり、今後もこれを広く展開していくことが期待される。

このような弁護士等の福祉機関等との連携の実践は、従来から各弁護士会の権利擁護活動の一環として実践されはじめていたが、一般の弁護士等においては、民事法律扶助制度の対象外のためにほぼ無償で行っている状況にある。現在の民事法律扶助制度は、一般の弁護士等が司法ソーシャルワークの担い手として機能するような制度設計になく、持続可能な担い手確保の点から、その運用改善によりその法的ニーズに応えることはできない。

イ、高齢者・障害者に必要な法律サービスの在り方について。

（ア）法的問題を抱える高齢者・障害者を発見・把握する方策について。

本人の判断能力が十分でないこと等により弁護士等とのアクセス障害を有する高齢者・障害者の法的ニーズを早期にくみ上げるとともに、一般の弁護士等を司法ソーシャルワークの担い手として継続的に確保できる制度が必要である。すなわち、一般の弁護士等がアウトリーチ型の法律相談を積極的に実施できるようにするべく、高齢者・障害者については、資力を問わない無料法律相談を実施できる範囲を通常の利用者より拡大する方向での検討が必要である。

（イ）高齢者・障害者に対する代理援助・書類作成援助の在り方について。

上記のとおり、本人の判断能力が十分でないこと等を理由に弁護士等とのアクセス障害を有する高齢者・障害者に対する資力を問わない無料法律相談を導入することで、そのアクセス障害は解消できること、高齢者の中には経済的に恵まれているものも少なくないことから、その後の代理援助・書類作成援助については、合理的基準を内容とする資力要件を設けるべ

きである。ただし、その資力要件については、高齢者・障害者の特性に見合ったものを検討する余地がある。

なお、代理援助・書類作成援助の援助対象について、高齢者・障害者は、現在の民事法律扶助制度では対象とされていない各種行政機関への申請行為・不服申立てに関する代理行為、精神保健福祉法上の退院請求や処遇改善要求、病院等の施設から退院等した際の住居調整、虐待行為への対応など「民事裁判等手続の準備及び追行」といえない生活環境等の調整に係る法律サービスを必要としており、これらについては、代理援助・書類作成援助の対象とするべきである。

ウ、関係機関との連携構築活動の在り方について。

高齢者・障害者に対する法律サービスに当たっては、高齢者・障害者の法律サービスのニーズを掘り起こす福祉機関等自身が、法的課題に気がつくためには、福祉機関等職員への法律相談・法的助言が極めて重要である。また、福祉機関が主催するケース会議に出席して、具体的事件の支援方針を定めるに当たっての根拠に基づく事実認定や権限行使の法的根拠等についての法的助言を行うことが有用である。

しかし、現在のところ、このような具体的事件の取扱いを念頭に置いた福祉機関等への法律相談・法的助言やケース会議での法的助言等の連携構築活動は民事法律扶助の対象とされていない。そのため、スタッフ弁護士の活動を押し進めるものになっていない。また、一般の弁護士が各弁護士会の高齢者・障害者支援センター等を通じて行っている上記活動もおおむね無償の活動となっており、そのことが連携促進を持続的かつ広範に促進するに当たっての制約となっている。高齢者・障害者の法律サービスの充実のためには、具体的事件に関する福祉機関等との連携構築活動を、法テラスが弁護士会との連携の下、一般の弁護士等に行わせるような仕組みが必要である。

エ、高齢者・障害者の有する問題等に精通した弁護士等を適切に選任するための体制整備の在り方について。

高齢者・障害者に対する法的支援を拡充するならば、高齢者・障害者の有する問題等に精通した弁護士等が適切に支援に従事できる体制が確保される必要がある。したがって、法テラスと日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会等は互いに連携し、福祉機関の協力を得るなどして、高齢者・障害者の法的支援につき知見と理解を取得するための研修を継続的に行うなどし、専門性を持った弁護士等の体制整備を図る必要がある。

次に10ページ、大規模災害被災者に関しての取りまとめでございます。

ア、運用改善で大規模災害の被災者の法的ニーズに応えることの可否について。

東日本大震災の例を見ると、法テラスでは、震災直後より、弁護士会、司法書士会等との共催による避難所、仮設住宅等での巡回相談会等を実施しているが、民事法律扶助制度は事前の資力審査を必要としていることから、自宅や家族を失い、避難生活をしている被災者に対し、資産に関する疎明資料を求め、家族構成を尋ねるといった、さらに被災者を傷付けるおそれのある対応をせざるを得なかったこと、同じ避難者でありながら預金額等によって援助を断らざるを得ないなど、極限時において非現実的とも言える対応をとらざるを得なかったことを踏まえれば、運用により今後起こりうる大規模災害被災者の法的ニーズに応えることは困難と言わざるを得ない。

東日本大震災の被害者に対しては、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司

法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「震災特例法」という。）を別途定め、資力を問わない無料法律相談や代理援助等の法律サービスを行っているが、その施行までには1年以上を要しており、特例法の制定による対応では、即応性が求められる大規模災害被災者に対する法律サービスとしては不十分である。

イ、大規模災害の被災者に対する法律サービスの在り方について。

大規模災害は、複合的、広域的かつ長期的な被害を被災者に及ぼすことから、多くの被災者が、借家問題、二重ローン及び相続等、多種多様な法律問題を同時に抱えることになる。このような被害から迅速に被災者が立ち直り、地域の復旧・復興を果たすには、このような問題を抱えた被災者が災害発生後迅速に弁護士等の法律専門家にアクセスでき、問題解決の筋道を付けられるような制度を設けることが必要であり、今度起こりうる大規模災害に備え、その法律サービスの仕組みを総合法律支援法の中にあらかじめ定めておくべきである。

この際、提供すべき法律サービスとして、少なくとも資力を問わない無料法律相談をメニューとすべきである。東日本大震災発生直後のような非現実的な対応を繰り返すべきではないし、法律相談は、特に被災者の極限的な生活環境において潜在化しがちな法律問題を掘り起こす効果を有し、それ自体が問題解決の促進につながっていると認められることから、被害者の立ち直り及び地域の復旧・復興のためにも、その間口を広げるべきである。

また、その対象とする大規模災害の範囲及び援助の期間等については、省令等に委ねるなどして、被災者に対する法律サービスを迅速にスタートできる仕組みにしておくことが必要である。

次に14ページ、ADR利用者に関するものです。

ア、運用改善でADR利用者の法的ニーズに応えることの可否について。

裁判外紛争解決手続（以下「ADR」という。）は裁判手続に並ぶ有用な紛争解決手続であり、その利用を促進するため、民事法律扶助制度を適切に活用できるようにすることは重要である。あっせん型・調停型ADRについては、現在の総合法律支援法においても民事法律扶助の対象となり、運用により、その利用者の法的ニーズに応えることが期待できる一方、仲裁型ADRについては民事法律扶助の対象となっていない。

イ、仲裁型ADR利用者に対する法律サービスの在り方について。

法改正により、仲裁型ADRを民事法律扶助の対象とすることについては、そのニーズが高まっているとはいえ、財政的な状況に照らせば他に優先すべき法律サービスがあると思われることなどから、現時点においては、相対的にその優先順位は低くなると言わざるを得ない。

次に16ページでございます。DV・ストーカー関係でございます。

（1）運用改善で当該類型の犯罪被害者の法的ニーズに応えることの可否について。

DV・ストーカー等深刻な被害に進展するおそれの強い犯罪被害者については、早期かつ適切な法的支援をすることで、再被害の防止を図ることが強く望まれている。これら犯罪被害者の生命・身体等の保護は警察その他関係機関との協働によるべきところで、法テラスにおいても、警察をはじめとしたこれら犯罪被害者を保護・支援する機関との連携を強くし、互いに必要な情報を共有できる体制を構築して適切な支援の実施に努めなければならない。しかし、犯罪被害者が警察に支援を求めるのは、事案が進行し、深刻化している場合が典型であり、事案が深刻化しておらず、比較的解決しやすい初期段階では、被害者が警察へ相談

するという考えを持ってないなどの場合があること、心理的な抵抗感等から警察への相談をちゅうちょする犯罪被害者もいることなどから、警察以外の相談窓口が必要である。

警察以外には、弁護士が有効な支援をなし得ると考えられるところ、現時点で利用可能な法テラスの制度は、いずれもこれら犯罪被害者の生命・身体等を守ることを手段として作られたものではなく、民事の制度を利用するなどしているに過ぎないため、援助を利用するための要件が適切でなかったり、援助のメニューが十分でない上、未成年者が利用しづらいなど、十分にDV・ストーカー等犯罪被害者の法的ニーズに応えきれていない。

(2) 法的問題を抱える当該類型の犯罪被害者に対する国の制度としての法律サービスの在り方について。

ア、支援する犯罪被害者の範囲について。

生命・身体・性的自由等の重大な法益がまさに侵害されており、その後も同様の法益侵害が継続し、より深刻な被害に進展するような案件について、その生命・身体等を守り、安心・安全な生活を提供するのは国の責務であり、形式的な要件を設け、真に援助が必要な犯罪被害者が援助を受けられなくなるような制度設計をすることがあってはならない。この点、より深刻な被害に進展する典型的な事案は、DV案件（家庭内の配偶者・親子間等の虐待案件等）、ストーカー案件（つきまとい案件）であり、これら案件の犯罪被害者を支援する対象とすべきである。

イ、国の制度として行うべき法律サービスの在り方について。

(ア) 当該類型の犯罪被害者に対する法律相談の在り方について。

被害が深刻化した段階はもちろんのこと、比較的解決しやすい初期段階において法律専門家が適切に介入できる制度設計が必要であり、被害が軽微な段階でも、これら犯罪被害者がちゅうちょなく弁護士にアクセスできるようにする必要がある、この観点から、弁護士へのアクセスの入口となる法律相談については、資力を問わないものとすべきである。生命・身体等を守るとの観点から、資力の多寡はその援助の必要性和関連しないし、資力要件を課すことで、資力の事前審査が必要となり、緊急性が高い犯罪被害者に対して有効かつ臨機応変な支援が行えなくなる。

(イ) 当該類型の犯罪被害者に対する弁護士による援助の在り方について。

生命・身体等を守り、深刻な被害に進展するのを防止するという観点から、①身体の保護、被害届の提出等に関する捜査機関との調整、②保護命令等の裁判所への申立て、③つきまといに対する抗議や警告等に関する加害者との交渉、④シェルターへの入所等に関する民間支援機関や行政機関との交渉等の場面で弁護士による支援が有効であり、それらの場面において弁護士費用を援助する制度が必要である。この援助制度は、犯罪被害者の生命・身体を守るための制度であって、本来的に国の責務において実施されるべき業務である上、未成年者に対する援助を実施するためにも、特に援助が必要な犯罪被害者については、償還を要しない制度設計を検討すべきである。また、援助の対象とする犯罪被害者の資力要件については、本制度が犯罪被害者の生命・身体を守ることを目的としていることを念頭に検討すべきである。

ウ、当該類型の犯罪被害者支援に精通した弁護士を適切に選任するための体制整備の在り方について。

DV・ストーカー被害に対応できる精通弁護士を全国にまんべんなく確保することが必要

である。例えば関係機関の協力の下、実地職業訓練により精通弁護士を養成するとともに、法テラスのスタッフ弁護士を精通弁護士として配置していくことも考えられる。

次は22ページ、受託関係でございます。

(1) 法テラスの能力（インフラやノウハウ）の活用について。

(2) 法テラスに期待される役割を果たすための受託業務の在り方について。

現行の総合法律支援法における受託業務の要件は他の独立行政法人との比較として厳格に過ぎるきらいがある。

本来業務に支障が生じることがあってはならないのは当然であるが、さほど大規模でない特定の地方で実施される事業の委託について、大臣認可を要する業務方法書の改正まで要するとするのは手続として厳格に過ぎ、一定規模の事業についてこのような作業を不要とすべき要件を緩和すべきである。

また、総合法律支援法の基本理念からすれば、法律事務そのものでないが、それに関連する周縁の業務についても法テラスが受託するにふさわしい事業があると認められ、これについても、本来業務の遂行に支障がない範囲内で、法テラスが受託できるようにすることの検討がなされるべきである。

25ページのスタッフ弁護士関係でございます。

(1) スタッフ弁護士の従来の役割とこれから期待される役割について。

立法当時から期待されていた民事法律扶助、裁判員裁判等の刑事国選弁護への対応、被害者支援及び司法過疎の解消等の本来業務に加え、司法ソーシャルワークをはじめとする時代に応じた新たな法的ニーズへの対応についても、公益的かつ組織的なセーフティネットとしての役割を担うべきスタッフ弁護士が、ジュディケア弁護士等と協働して対応していくことが期待される。

(2) (1)の期待される役割をスタッフ弁護士が十全に果たすための方策について。

スタッフ弁護士については、配置や業務に関する一部の単位弁護士会との間での理解不足、法テラス内における支援体制の不十分や短期契約による将来への不安感等から、スタッフ弁護士に期待される役割を十分に果たせていない場合がある。

また、スタッフ弁護士に期待される役割に照らせば、スタッフ弁護士の全国的展開が必要とされるところであるが、現実としては、未だスタッフ弁護士が配置されていない地域も少なくなく、配置されている地域の配置員数も十分でない地域もあり、この観点からも総合法律支援の実施が十分であるとはいえない懸念も存在する。

スタッフ弁護士が十全に機能するためには、スタッフ弁護士の業務活動の有用性及びセーフティネットとしての役割等を関係機関の共通認識とするとともに、ここから導かれるスタッフ弁護士の任期、配置、異動についての問題があることを認識し、検討していくことが必要である。

29ページでございます。震災特例法の失効及びこれに対する対応について。

震災特例法は、平成27年3月31日に失効することとされているが、東日本大震災からの復興・復旧が未だ道半ばであり、今後も各種の復興事業の進捗に伴う権利調整問題や原発事故を巡る賠償問題を解決するための制度の必要性はいささかも減じることはないことから、震災特例法を延長して被災者に対する援助を継続するべきである。

震災特例法による援助中、資力を問わない無料法律相談については、極めて活発に利用さ

れている上、現在でもその件数は増加傾向にあり、今後もその必要性は高いものと認められ、その期限を延長すべきである。

代理援助及び書類作成援助についても、今後、不動産問題や原発事故等において、法律家の関与が必須となるものが増えるとの認識等から、その援助を継続すべきである。

そして、第3に「おわりに」ということで締め言葉を書かせていただいております。

この会議におきましては、現時点での案文をたたき台にいたしまして、それぞれの事項について委員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。

以上でございます。

○伊藤座長 ただいま事務局が朗読いたしました枠囲みの部分を中心として、皆様方の御意見を承りたいと存じます。

まず、1ページ、「第1 はじめに」の部分でございますが、ここにつきましては何か御意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

次に、「第2 検討すべき課題及びこれを解消するための方策」の「1 民事法律扶助業務」に移ります。そこで、(1)の「高齢者・障害者に対して、適切な法的支援を実施するに当たっての問題点及びこれを解消するための方策について」、枠囲みの部分を中心にして議論をお願いしたいと存じますが、田島委員、御意見をお願いいたします。

○田島委員 特に認知症のところでは、地域包括ケアシステムを今後、構築していこうという動きもありますので、ぜひ、福祉機関だけではなく医療機関というところも入れていただくと幅が広がるのではないのでしょうか。高齢・障害のところには福祉機関等という言葉がたくさん出てくるんですけども、そのところに医療・福祉機関等というふうにしていだけないかと思います。障害者のところも知的障害あるいは精神障害、身体障害もそうですけれども、医療機関との連携というのは切っても切れないというところになりますので、ぜひ、そこは入れていただきたいと思います。

○松井参事官 もともとの趣旨としては医療機関も入っているという趣旨でもあり、また、自治体なども含む概念なので、あえて医療・福祉機関と書くと、何かそれ以外は入らないようにちょっと読めるという心配があります。

○田島委員 等の中に医療も自治体も入っているということになるんですか。

○伊藤座長 田島委員の御指摘の趣旨は、福祉機関等は、おっしゃるような医療機関を含む趣旨であることを明らかにしておくというのがよろしいということと存じますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○和田委員 御提案としては今の御趣旨は全くごもっともだと思いますので、初めてこれを読む方が誤解のないように、今の資料で、初めて「福祉機関等」という言葉が出てくるところの後に、「(自治体、医療機関等も含む)」というふうに入れて、後は福祉機関等で統一すれば、一回でその趣旨は伝わるかなというふうに思います。

○伊藤座長 どうでしょうか。等の中にいろいろなものが入っているものですから、そこに例示をすると、それに限るような誤解を与えないとも限りませんので、ただ、御指摘の趣旨は特に高齢者・障害者を対象として考えるときにはよくわかります。

それでは、事務局と相談いたしまして工夫をしてみます。ただ、申し上げましたように限定的になってしまうような理解を与えるとまずいものですから、その点はあらかじめ御了解ください。

ほかにかがででしょうか。

どうぞ、和田委員。

○和田委員 全体を通してなんですが、「一般の弁護士等」という言葉が何度か出てくるんですけども、恐らくこれはスタッフ弁護士と対比する概念として使われているかと思うのですが、「一般の弁護士等」という言葉がそのまま当てはまる箇所と、そうではないところがあり、例えば、私が気がついたところでは、4ページの一番上のところの1行目と2行目で使われている「一般の弁護士等」というところは、「一般の」という言葉は外して、「弁護士等」としてはどうでしょうか。

○伊藤座長 両方ともですね。

○和田委員 少なくともこの2カ所についてはということです。スタッフ弁護士をここは排除しなくてもよいのではないかなと文章的に読み取りました。この2カ所と、あともう1カ所、5ページのほうの今、グリーンで修正されているところの真ん中に黒く残っている「一般の弁護士等」という記載については、「一般の弁護士等」に限定する必要はなく、「弁護士等」とすることでよいのではないかなと思いました。それ以外のところでも何カ所か「一般の弁護士」という言葉が使われているのですが、これは恐らくスタッフ弁護士と対比する概念として、「一般の」という言葉が残っていても自然な感じがしました。

○伊藤座長 御指摘はよく理解できました。今、例に挙げていただいたような点について見ると、あえて一般のということ限定する必要はないですね。どうぞ。

○淵上委員 4ページの上の二つにつきましては、おっしゃるとおりだと思います。それで、4ページの後半からの枠組みの中では、スタッフ弁護士の活動を推し進めるものになっていないから、連携構築活動をすべきだというふうにして、そして、一般の弁護士もやっているんだけど、制約となっているから、一般の弁護士等にも行わせるような仕組みが必要だということなので、これはこのままじゃないかなと思います。

○和田委員 ここはこのままでいいと思っています。私がもう1カ所、御提案するのは5ページのほうの上から6行目の「一般の」という記載を外してもよいのではないかとことです。

○伊藤座長 今の淵上委員の御指摘も同じところですね。

○淵上委員 同じところですよ。

○和田委員 4ページの下から2行目はスタッフ弁護士と対比して、一般の弁護士が弁護士会でやっておられる活動について記述されているんですよね。5ページのほうは法テラスが弁護士会との連携のもと、弁護士等に行わせるような仕組みが必要であるということで、「一般の」というふう限定する必要はないのかなと思いました。これは法テラスが行う事業である以上、弁護士会と連携して一般のジュディケア弁護士に頼むこともあると思いますが、スタッフ弁護士が従事するというところもあるのではないかなと思いました。

○淵上委員 基本的にスタッフ弁護士は、今もできる仕組みがあるのかなというふうに思っていて、それに対して一般の弁護士には、その仕組みが必要だということを強調したいのではないかなというふうには理解したのですが、スタッフ弁護士の活動を推し進められていないということは、仕組みはあるんだという前提じゃないかと。

○伊藤座長 その前のところから一般の弁護士が云々という文脈できていますので、それを受けているとすれば、ここで一般の弁護士という表現をしても、別にそう不自然ではないよう

にと思いますが、どうぞ。

○松井参事官 あるとすれば、福祉機関等との連携構築活動というのを今、スタッフ弁護士ができるのかどうかということも不明確なのではないかと思っています。総合法律支援法のどこで読むのかというのは、いろいろな御意見があるところであって、読めないんじゃないかという御意見もあるのではないかと。そうすると、一般の弁護士、スタッフ弁護士ともに今、制度上、十分でないところがあるということで、最後のまとめとしては全体弁護士等としてというのが理屈としてはあり得るのかなというふうに思っています。

○瀏上委員 そういう読み方であれば異論はありません。

○伊藤座長 それでは、5ページの6行目ですか、この「一般の」もとりましょう。それから、4ページの上のほうの二つもとりましょう。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、瀏上委員。

○瀏上委員 一応、4ページまで入ってよろしいということであれば、確認をさせていただきたいのですが、アウトリーチ型の法律相談を積極的に実施できるようにするべく、しなければならぬというところのアウトリーチ型の法律相談につきましては、従前の議論からいきますと一回、法律相談すれば、その人の資力要件はわかるので、それ以降、資力要件がある人については除外されるべきだという意見も結構、委員の中にはあったかと思うのです。

ところが、ここでいうアウトリーチ型の法律相談はそういう限定がされていないので、私は限定しなくていいと思っているのですけれども、なぜならば、自分に法律問題があることを認識しない方は、一回の法律相談だけで次のステップに移ることが困難だと思うのです。したがって、最初の法律相談、2回目の法律相談というのはあり得ることで、たまたま、その段階で資力要件が仮にわかったとしても、あえて聞かないという意味でわからないこともあると思うのですけれども、仮にわかったとしてもアウトリーチ型の法律相談は初回に限らなくてもよいのではないかと。そういう読み込み方として理解すればよいのかどうか、これを御質問と皆様の御意見をお聞きしたかったのです。

○伊藤座長 ここでこういう取りまとめにしております意味は、瀏上委員がおっしゃったような御意見があることは、後の補足説明と申しますか、審議の経過のところでは書いてあると思うんですが、他方、アウトリーチ型の無料法律相談について、資力要件を問題にしないで提供することについて少し慎重に検討すべきだと、こういう御意見もあったものですから、取りまとめとしてはここに書いてありますように、その範囲を通常の利用者より拡大する方向での検討が必要であるとして、皆様方の共通認識を記述しております。瀏上委員、いかがでしょうか。

○瀏上委員 アウトリーチ型法律相談については資力要件を問わないという、そのフレーズとあるので了解します。

○伊藤座長 そういうように範囲を拡大する方向での検討が必要という、ここに書いてあるとおりでございますけれども、他に枠囲みの部分に関しては何か御意見はございますでしょうか。今、申しましたようにそれぞれの委員の御意見については、できる限り、その趣旨に沿った記述を補足説明的な部分で記述するようにしておりますが、枠囲みについてはこの場での意見の一致といいますか、取りまとめができると認識した内容を記述することにしております。

それでは、また、戻ってくることもあり得るということで、とりあえず、先に進んでと思いますが、そういたしますと、次には……どうぞ、田島委員。

○田島委員 一つだけ確認させてもらってよろしいでしょうか。エの部分なんですけれども、その一番下から3行目のところで、先ほどの福祉機関という言葉が出てくるんですけども、これは等が入るということで、先ほどのことも加えていただくということをお願いしたんですけども。

○伊藤座長 特に福祉機関に限定するということではないと思いますので、私もうっかりいたしましたけれども、御指摘のようなことで他の委員の方の御異論がなければ修正したいと思います。そこは等を加えると。

それでは、次に10ページ、大規模災害の被災者に対して、これこれの方策についてというのですが、ア以下の枠囲いの部分を中心にして御意見がございましたらお願いいたします。どうぞ、細田委員。

○細田委員 この間の東日本大震災の視察のときでもそうですが、基本的に大震災等が起きたときには必ずしもいわゆる法律相談ではないですけども、その他のいろんな助言というのが相当効果があるということが言われているわけです。ここで法律相談ということに限定してしまいますと、今、現実に行っている私どもの登記相談とか、あるいはいろんな行政の相談とか、そういうものがいろいろ含まれているはずなんです、いわゆる法テラスでは法律相談に限定されると、多分、弁護士法で言われる法律相談に限定されていくということになりかねないと思います。そういうことからいきますと、法律相談あるいは法的助言とか、そういうような言葉でそれらも含めていただけると、大変活用がしやすいのではないかと思います。

先般の東松島でも私どもの司法書士が言うように、権利書がなくなったらどうしたらいいんだという、そういう相談が一番最初にくる。その次にいろんな相続の問題で絡んでくるということになっていくわけですから、その部分を余りにも厳格にすると運用がしにくくなるのではないかと思います。

○伊藤座長 わかりました。ただいまの細田委員の御指摘に関してですけども、13ページの真ん中のあたりでしょうか、「なお」として被災者は係争性を前提とする法律相談だけではなく、これに至らない法情報の提供を必要としていたところでありというようなことで、御指摘に沿う意見があった旨を記載しておりますが、いかがでしょうか。ただいまの御指摘の趣旨はこういう形でよろしいでしょうか。

○細田委員 私の個人的なことからいきますと、いわゆる補足説明になりますので、四角の枠内の中だけが取り上げられていくとするならば、そういうものが読み取られない可能性はあるという気がします。その辺をうまく中に入れられないかなという気がするわけです。ただ、それは私の要望ですので、ほかの委員の方がそれは必要ないと言われれば、今回は仕方ないと思いますけれども。

○伊藤座長 どうぞ。

○渚上委員 私は必要ないという意見になってしまうんですが、基本的に契約弁護士等が行う法律相談についての無料の話で、それ以外の例えば建築士さんによる相談とか、さまざまな相談が東日本大震災のときには臨時出張所で行われておりまして、これはどちらかというと、委託の関係のほうのお話なんじゃないかなというふうに実は思っていて、ここで広げるお話

ではないというふうに思っております。

○伊藤座長 細田委員、淵上委員の御意見、それぞれ相当の根拠のあるものと承りましたが、細田委員、恐縮ですが、そういう別の御意見もあるようですので、ここでは13ページの記述にとどめたいと存じます。

ほかに何かこの部分に関して御意見はございますか。

それでは、よろしければ今度は14ページのADRの関係でございしますが、ここで枠囲みで、ア、イとそれぞれの記述がございしますが、このあたりに関しては何か御意見はございますでしょうか。

それでは、次に16ページになります。DV・ストーカー等深刻な被害に進展するおそれのある犯罪被害者に対する法的支援などについての方策のところ、16ページの(1)(2)、それぞれの枠囲み内の記述に関しては御意見はいかがでしょうか。どうぞ、田邊委員。

○田邊委員

複数弁護士選任の件が、括弧内に記載されておらず、枠外に、この援助制度は弁護士が加害者に直接接触することなどを内容とするものであり、危険性が高いこともあり、複数の弁護士で支援に当たる制度とすべきとの意見が複数委員から出されたと記載されています。しかし、犯罪被害者、DV・ストーカー問題に精通した弁護士をどう養成するのも重要で、その観点も含めて佐藤委員や淵上委員の意見書に複数選任の必要性が明記され、意見としても出されています。また、3日の議論で平川委員も、OJTの関係で複数選任の必要性に論及されていたと記憶しております。

また、和田委員からも、その点を踏まえた上での御意見を頂戴したと記憶しておりますので、その意見の流れから見ますと、複数選任については、委員の中で最大公約数的な合意が、得られていると認識しております。ただ、複数選任をどの範囲で行うか、どういう仕組みで行うかまでは、議論は深まっておりませんので、その点は追って検討するとしても、複数選任が必要だという意見は、取り纏めとして括弧内に書き入れていただくべきかと思います。

○伊藤座長 わかりました。他の委員の方、従来の議論の経緯を踏まえまして、ただいまの田邊委員の御発言に関しては何か御意見はございますか。どうぞ、和田委員。

○和田委員 御指摘のとおり、複数の選任は非常に有効であると考えておりまして、複数選任をすることができる制度を検討すべきであるという程度の文章は、入れてもいいのかなという気がしております。具体的にどこに入れるかは私も今、にわかには思いつかないのですが、必要に応じて複数選任することが可能な制度を検討するという趣旨の文章は、入れることができるのではないかと、今、お話を伺っていて思いました。21ページの書き方だと、複数の弁護士で支援に当たる制度とすべきとなると、必ず複数であるかのように読むことになってしまって、それであると非常に硬直的だと思いますので、仕組みとして複数選任を否定しないという趣旨であれば、あり得るのかなという気はいたします。

○伊藤座長 どうぞ、田邊委員。

○田邊委員 先ほどのOJTの面も含めて、複数選任が必要との意見だという所まで筆を進めていただきたいと思います。

○伊藤座長 どうぞ。

○細田委員 私も複数選任性というのはいいと思います。ただ、一方で制度として行うときは、

これは援助制度となります。法律扶助になるのかどうかは別として、援助のときに常に複数選任をした場合、複数の方のいわゆる報酬というか、それを援助するという制度になるということになります。複数と言ってしまうと、和田委員が言われるように必要があるときには複数選任ができるという書き方をしたとしても、それだってどういうときに複数で、どういうときは一人でなければだめなんだという問題が起きてくるという気がします。

枠内に入れてしまうとするならば、それを大前提で考えていくということになり、財政的に相当大きな負担となる気がします。私は決して複数選任に反対しているわけではなく、いいと思いますが、そのための財政負担というのは相当大きなものになって、必ず複数選任でなければだめだということになると、範囲が狭くなってしまわないかという気がします。

○伊藤座長　いかがでしょうか。どうぞ、松井さん、お願いします。

○松井参事官　○J Tが必要な分野というのはこの類型に限ったことではないので、この案文の中に書き込む必要性について、御議論いただきたいと思います。

○伊藤座長　どうぞ、和田委員。

○和田委員　御指摘のとおりで、まさにこの類型で特に必要とされる理由は、私はサポートに当たる弁護士の方も含めた安全の確保のためにということかと思います。○J Tが必要なのは他の分野も一緒というのは、御指摘のとおりですから、ここについてもし複数選任ということを書くのであれば、「安全の確保のために必要である場合は」等の限定は必要だと思います。先ほど細田様がおっしゃったように、常に複数というのは私も財政的には厳しいと思いますし、硬直的になると思います。かつ、どういう場合に複数が認められるかというところまでは今回、そこまで詰めた議論をしておりませんので、複数選任が可能な制度の検討ということにして、複数選任が認められる範囲についてまでは、今回、コンセンサスはとれていないと思いますので、あくまでも検討ということにとどめるのであれば、四角の中でもいいのかなと思います。

○伊藤座長　恐らくもし四角の中に入れるとすると、17ページのイの（イ）の「当該類型の犯罪被害者に対する弁護士による援助の在り方について」、このあたりになりますかね。ただ、ここでは犯罪被害者に対する弁護士の援助の在り方について、それが被害者の方の生命・身体等を初めとする利益を保護することができるようなということを言っているんですが、複数選任という話は、その先の具体的な弁護士による援助の方法にかかわるもので、ここにそのまま入れ込むのは難しいかという印象がございまして、ただ、先ほど来、御意見があるように必要がある場合については、そういうことは当然、実施されるべきだということには私自身もそう感じますし、また、この場でも多くの委員の方の認識するところだとは思いますが、21ページの先ほど田邊委員に御指摘いただいたあたりの記述をもう少し工夫するというのではいかがでしょうか。枠囲みの中に入れないとまずいですか。

○淵上委員　私も全てが複数選任でいいのかという御指摘はそのとおりだと思うので、ただ、枠囲みに入れるということはとても希望しておりまして、もし、入れるとすると17ページのグリーンから始まる「交渉等の場面で弁護士による支援」の後に、場合によっては複数の弁護士によるとか、それで括弧をとじるというような余地を残していただけると、ありがたいかなというふうに思っております。

○伊藤座長　場合によってはということですか。

○**淵上委員** はい。

○**伊藤座長** どうぞ、和田委員。

○**和田委員** 皆さんの御指摘を聞いていて、弁護士会の皆さんは複数選任という言葉が大事なのかなと思うんですが、私は複数選任でなくても安全を確保する手段はあるのかなと、今、お話を伺いながら考えておりました。弁護士の方が複数である必要というのは恐らくOJTを想定されるとそうなのかもしれませんが、弁護士の方にどなたか、適切な方がつき添えば、安全が確保されるかもしれません、そうすると先ほど申し上げた発言と少し微妙にニュアンスが変わって申しわけないんですが、弁護士の複数選任、安全を確保ということからすると弁護士でなくてもいいのかなというふうに、今、皆さんのお話を伺っていて自分の中で考え方の幅が出てきました。

○**伊藤座長** もちろん、場合によってはということですから、いろんな形態があるとは思いますが、どうぞ、平川委員。

○**平川委員** 今、和田委員のお話に追加をしたいんですが、確かに複数選任は安全の面では必要だとは思うんです。ただ、安全性を担保するためには民間団体とか、あるいは民間の相談機関、そこに勤めている相談員、そういう人たちが長期に被害者の方を見守っているという現状がありますので、そのあたりとの連携によって安全が確保されるということは、多々、これまでもありましたし、これからもそのことは必要になってくるんじゃないかと思うんです。そうしますと（１）の７行目に、犯罪被害者を保護・支援する機関との連携を強くしという機関のところに、先ほどから等に関して括弧を入れて書き込むかどうかという問題が検討されているんですが、このあたりの機関のところに民間支援団体とか、あるいは民間の相談員とか、そういうものを含むというふうに括弧で入れていただくと、安全を担保することはかなり進んでいくというように思うんです。

○**松井参事官** もともと、入れているつもりでございます。

○**平川委員** 民間団体は忘れられることも多く、常にこのような会議ではお伝えしているんです。１７ページのところのグリーンのところシェルターへの入所等に関するという、その後ろに民間支援機関や行政機関という、これが入っているのすごくありがたいと思います。ただ、先ほどの複数選任制が安全を担保するというようなことの議論のところにも、民間団体の活動なり、中長期で被害者とつながり続けるというようなことが、非常に必要になってくるということを申し上げたかったですけれども。

○**伊藤座長** わかりました。今、平川委員が御指摘のように１７ページのところでは民間支援機関というのがはっきり明記されておりますので、それと合わせて読んでいただければ、こちらも入ると思いますが、どうしますか。

○**松井参事官** こっちも同じように修文しましょうか。支援する民間支援機関や行政機関というふうに。

○**伊藤座長** ちょっとくどくはなるかもしれませんが、そういう表記にいたしましょう。

それでは、その点はいいとして先ほどの複数の弁護士の支援ですが、２１ページの説明の書きぶりは考えるとして、御意見として、田邊委員、淵上委員の御意見はよくわかりましたが、枠囲みの中に入れるというのは、取りまとめとして無理かなという印象がございまして、御了解いただけませんか。

○**淵上委員** 今日の議論の状況からいけば、そのようだと思います。

○伊藤座長 ありがとうございます。大変恐縮に存じますが、そのようにお願いいたします。

どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 座長にお任せをしたいと思います。ただ、私自身は先ほどの渚上委員の御意見に賛成なものですので、意見としては申し上げておきたいと思います。ここで安全の確保が問題になっているのは、支援者である弁護士の安全の確保のことだと思います。とりわけ、今回の議論では、弁護士による援助の在り方として、相手方、加害者との関係で弁護士がさまざまな活動することが想定されているわけですので、弁護士の安全の確保にとって、他の例えば事務員の方であるとか、あるいはほかの団体の方で十分なのかは慎重に考えたほうが良いように思います。複数の弁護士がチームとして対応する中で安全を確保すべき場面も多分にあるのではないかと思います。

それから、OJTの観点ですが、他の分野でもOJTが重要であることはそのとおりですが、DV・ストーカーの場合にはとりわけ被害者の方への二次被害を防ぐことが非常に重要でございまして、それを考えると精通性の中身の水準が高く要求されるということだと思います。先輩弁護士と一緒に活動する中で身をもって経験し、蓄積していくことが、ほかの分野以上に必要なのではないかと思います、その意味では、全ての場合に複数選任制をとるかどうかは別として、先ほどの渚上委員の御意見は、傾聴に値するのではないかと思います。

○伊藤座長 どうぞ、渚上委員。

○渚上委員 それは理由のほうに少し書き込みをお願いできればと思います。

○伊藤座長 一つは、弁護士の援助の質を高めるという意味での複数選任の必要、それから、もう一つは、弁護士の安全を確保する必要性になりますね。しかし、安全を確保することは、結局は被害者に対する支援をしやすくなる、その質を高めるということにつながると思いますので、21ページのあたりの記述について必要な修正を試みたいと思います。ありがとうございました。

それでは、よろしければ22ページの受託業務の問題点及びこれを解消するための方策について、(1)(2)の枠囲みの中の記述、これに関してはいかがでしょうか。どうぞ、和田委員。

○和田委員 22ページの(2)の5行目から6行目にかけて、本来業務に支障が生じないという前提で業務方法書が不要であるものについて、大規模でない特定の地方で実施される事業というふうに書かれております。このままですと、地域的な特定がされており、かつ規模が小さいものでないと業務方法書が不要というふうに読めないのが、規模要件あるいは地域的な限定のように見えるんですけれども、地域的な限定に限らず、事業の内容として非常に限定された業務であれば、全国的に展開される業務であっても、もしかしただけでも、そこについては余り限定的に読まれないような表現を御検討いただければと思います。

すみません、具体的な修文が今、ぱっと思いつかないんですが、規模が小さいものであるとか、業務の内容が非常に限定的であるものというように、地域的な限定でなく、全国的にサービスを提供するものであっても、例えば東京で一括で集中して業務を行って、全国にサービスを提供するというのが可能かもしれませんし、地域的な限定に限られないような文章を御検討いただければというお願いです。

○伊藤座長 現在の表現ですといわば規模性の要件と、それから、特定の地方性の要件の両方

がないとだめだというようになっています。

○和田委員 両方の要件が必要かのように読めてしまうものですから。

○伊藤座長 大規模でないような事業の委託，あるいは特定の地方で実施される事業の委託，これらそれぞれについて要件の緩和を検討すべきであるという趣旨になるような修正をするという和田委員からの御提案ですが，よろしいでしょうか。他の委員の方で御意見があればお願いいたします。どうぞ，田邊委員。

○田邊委員 二つの要件が立って，最終的には一定規模の事業についてという枠がはまっているという理解でよろしいでしょうか。

○伊藤座長 それはそうだと思いますね。和田委員の御指摘もそれでよろしいですね。

○和田委員 そういう前提でございます。

○伊藤座長 それでは，ただいまの田邊委員の御指摘を前提として，先ほどの和田委員からの御意見が反映できるような形で修正をしたいと思います。

ほかにはこの項目に関してはいかがでしょうか。

では，よろしければ，25ページの司法支援センターに勤務する常勤弁護士（スタッフ弁護士）に期待される役割などの枠囲みに関して，御意見を承りたいと思います。どうぞ，和田委員。

○和田委員 たびたび，申しわけございません。修正版を見て気がついたところなんですが，2カ所ほどございまして，まず，枠の（2）の上から4行目のところで，ブルーの修正とグリーンの修正の両方があるがために日本語としてつじつまが合わない，恐らく違う方からの御指摘の両方が乗っかっているのので，日本語としてつじつまが合わないように思います。スタッフ弁護士については単位弁護士会との間での理解不足となっているんですが，これはもともと恐らくあつれきという言葉があったんだと思うんですけども，あつれきという言葉がよろしくないということで，恐らく理解不足というふうに修正提案をされているんですが，そうすると「との間での理解不足」というのは不自然な気がいたしまして。ここはまだ修正の提案が思いついていないんですが，多分，複数の修正が重なったがためにこういうことになってしまったと思いますので，御検討いただきたいというのが1点です。それから，この枠囲いの一番最後のほうなんですが，スタッフ弁護士の任期，配置，異動についての問題があることを認識し，検討していくことが必要であるというふうにされております。しかし，「検討していく」となると，今回は，日本語として将来の課題として先送りするように，こういう文章を常日ごろ，読んでいる者からすると感じられてしまいまして，この問題について認識した上で，何らかの検討が必要というところまでは皆様の共通理解なのかなと思っておったんですが，そのあたり，日本語の問題以上の意味があるのであれば検討する必要があるのではないかなと思いました。

○伊藤座長 まず，和田委員の御指摘の後者ですが，端的に言うと，和田委員の認識によると，ここでの共通の取りまとめとして，例えば検討することが必要であるとか，あるいは，検討を進めることが必要であるとか，そういう表現のほうが適切だという御趣旨ですか。

○和田委員 はい，そうです。ほかの枠囲いのところでは「検討がなされるべきである」とされており，恐らくこの取りまとめをもって具体的な制度の検討に入るものと受け取っておりますが，「検討していくことが必要である」というと，具体的な制度の検討に入るためには，もう一段階必要であるかのように読めてしまったものですから。

○伊藤座長 いかがでしょうか、ただいまの和田委員からの御意見について、ほかの委員の方で御発言はございますか。例えばしていくというニュアンスを多少でも残すなら、検討を進めるですかね、端的に検討するということであれば、検討することが必要だと、こういう表現になろうかと思いますが、御意見を伺ってからと思いますが。

○田邊委員 検討することが必要であるという理解でよろしいかと思います。

○伊藤座長 それでは、そういたしましょう。よろしいですか。下から2行目、問題があることを認識し、検討することが必要であると。これでいいですか。

では、その点はいいとして、それから、最初の御指摘のほうですが、確かに修正が重なった結果として、削除されていますが、スタッフ弁護士と単位弁護士会との間のあつれきという表現は何となく厳しいような気がしますけれども、要するに円滑な関係が持てないということ saying it that way, 相互の理解不足という修正意見があって、ただ、私は、相互の理解不足というのは、事実としてあるかどうかはともかく、少なくともこの検討会での説明とか、意見交換の中で例えばスタッフ弁護士が、単位弁護士会やその所属する会員の役割などを理解しないままに何か強引にやって、それで問題を起こしたというような指摘は伺わなかったものですから、相互というのはどうかなと思って間でのという表現を考えてみたんですけども、ただ、確かに日本語の語感からすると、間というのは一体、誰と誰の間だというようなことははっきりしなくなっているかもしれません。その点ももし皆さん方の御意見がございましたら、それを承ってと思います。

○松井参事官 日本語の問題なので事務局からたたき台ということで発言させていただけるのであれば、「スタッフ弁護士については配置や業務に関して一部の単位弁護士会との間で理解不足が生じていたり、法テラス内における支援体制の不十分や短期契約による将来への不安感から、スタッフ弁護士に期待される役割を十分に果たせていない場合がある」程度の修文ではわかりづらいでしょうか。

○伊藤座長 スタッフ弁護士については配置や業務に関して一部の単位弁護士会との間で理解不足が生じていたり、後は同じですね、ただいま事務局から表現に関する提案ですが、これで皆様方の共通の認識として表現が適切かどうか、あるいはその実体あらわされているかどうか。いかがでしょうか。どうぞ、和田委員。

○和田委員 今の御提案に乗っかって申し上げると、体言止めで終わったほうがいいということですが、その後、次のものが「不安感等から」になっているので「不安感等」と並ぶ言葉だとすると、「理解不足が生じていることや」と修正すると、日本語の細かいことで大変恐縮なんですけど、自然に読めるかどうかという観点からは、「理解不足が生じていること」や何々の「不安感等から」というほうが、自然に読めるかなと思います。今の御提案で私は意味が通じると思いました。

○伊藤座長 どうぞ、細田委員。

○細田委員 別にこだわるわけじゃないんですが、単位弁護士会との間で理解不足が生じていたりということになると、相互に理解不足があるという読み方しかないですね。法テラスサイドと弁護士会は相互に理解不足ですよとしか読めないと思います。日本語としてそうじゃないですか。との間という話になると、相互に理解不足が生じていますよという話になるとするならば、これは両方が一生懸命解決しなければだめなんですよね。ですけれども、大変失礼なことを言いますが、今までのこの検討会でお話をされてきた中で、法テラス

サイドが弁護士会に対する理解がないわけではない、弁護士会サイドが法テラスのスタッフ弁護士等に対して理解がないというのが事実なわけで、それを下手にとの間でとなると、法テラスは何をしているんだということになりかねませんか。

○伊藤座長 御指摘は、そういう趣旨は理解できるんですが。

○細田委員 言葉を和らげようとしておられるのはよくわかるんですけども。

○和田委員 私は和らげたほうがよいのではないかなと。

○伊藤座長 もちろん、この場での共通認識を取りまとめているわけですから、皆さんがそうだとするふうにおっしゃればそうなんですけど、一部の単位弁護士会の理解不足からというようにこの場での共通認識になっているかという、そうも言えないように思いまして、細田委員が御指摘のようにやや表現として微妙な表現ではあるんですが、あえてこういう形にしている次第です。

○淵上委員 恐らく理解不足ということに関しては、理解不足はないという一部単位会も出てくると、実際は意思疎通がうまくいっていないだけかと思いますので、この場で私は対案を出せないのをご考へさせていただきますんですが。

○細田委員 すみません、意思疎通がうまくいっていないというだけならば、それは事実なわけですね、反対に言うと。理解不足じゃなくて一部の単位弁護士会と法テラスとの間で意思疎通がうまくいっていないがためにという、そういう表現でだめなんですか。下手に理解不足とか、どうのこうのと言ってしまうから余計になるので、意思疎通ができていないというのは事実なんですね。

○伊藤座長 田邊委員、御願います。

○田邊委員 法テラスの地方事務所の執行部と単位弁護士会とが議論する場を設けて、認識を共通にする、意思の疎通を図るという取り組みは広がってきております。その中で議論が深まっていくし、仮にお互いに誤解している点があるとすれば、解消されていくという前提で考えております。ただ、弁護士会ごとに弁護士数も違いますし、弁護士会が自力で権利救済するという意識を持った取り組みにも、地域ごとの実情に応じ、差異がある。そのような要因もあると理解をしていますので、このままの表現でいかがかと思います。

○和田委員 私もこれぐらいでよいのではないかなと思います。細田委員の御指摘もごもっともなんですけど、余りあからさまにそういうことを書くことが、こういう取りまとめの文章ですと余り適切でないこともあるように思われますので、これで十分、趣旨は伝わるのではないかなというふうに思います。

○伊藤座長 細田委員、御指摘の趣旨に沿っておりませんか。

○細田委員 私は別にこだわりませんけれども、日本語としてどうかなという気がしています。

○伊藤座長 ここでいう理解というのにも、随分と幅があると思いますが、これが誤解だとか、この部分が足りないからだとかいうことをこの検討会の議論の過程の中で、そんなに細かく議論したわけではありませぬので、細田委員、多少の違和感は御勘弁いただいて、この表現でよろしければと思います。

○細田委員 結構です。

○伊藤座長 ありがとうございます。

先ほど来、和田委員の二つの御指摘に沿って御意見をいただきましたが、スタッフ弁護士に関することで、何か他にございますでしょうか。どうぞ、田島委員。

○田島委員 一番最後から2行目のところで、スタッフ弁護士の任期というのがあるんですけれども、この任期に関しては上の行にあるような短期契約による将来への不安等というところと、それ以外も含む任期ということなんでしょうか。というのは、前回の会的时候にも申し上げたんですけれども、弁護士としてかなりキャリアを積んだ方が、法テラスに今は残れないというような立てつけになっているというふうに聞いていて、私どものような福祉関係者からすると、そういう福祉とか、あるいはストーカーのところもそうですけれども、精通された弁護士さんが法テラスに在籍していただけるということは、非常に有効だと思っていますので、そういうことも含めた任期という捉え方でよろしいんでしょうか。

○伊藤座長 私は少なくともそのように理解しております。

ほかにはよろしゅうございますか。

それでは、29ページのその他総合法律支援の実施に関連する事項の枠囲みのあたりはいかがでしょうか、震災特例法に関連するんですが。

○松井参事官 復旧と復興は、すみません、復旧が大体先のはずなので直させていただいてよろしいでしょうか。

○伊藤座長 枠囲みの2行目のところを、「東日本大震災のからの復旧・復興が未だ道半ばであり」と、こういう形にいたします。

よろしいでしょうか。そういたしましたら、最後に31ページの全体の総括的部分になりますけれども、「第3 おわりに」というあたりはいかがでしょうか。どうぞ、田邊委員。

○田邊委員 新しい法的支援を実施していくに当たって、それぞれの分野に精通した弁護士等の担い手の確保と体制整備が必要であり、公益的かつ組織的なセーフティネットたる弁護士がその中核的役割を担いながらと書いてありますが、セーフティネット、即ち、最後のとりでとなる者が中核的な役割、事業の中心を担うというのは、矛盾するのではないか。また、現状のスタッフの人数や経験年数等を考えると、スタッフが事業の中核だという表現には違和感を覚えます。新しい事業という点も日弁連の援助事業のように、ジュディケアの弁護士が現場で人権擁護活動に取り組む中で、必要なものとして新しく生まれてきたという面もあります。そこでスタッフ弁護士がその中核的な役割を担いながらという箇所は削っていただき、スタッフ弁護士がジュディケア弁護士等と協働してと、修文していただければと思います。

○伊藤座長 いかがでしょうか。ただいまの点ですが、先ほど議論いただいた25ページの括弧内の(1)の第1段落の下から3行目ですか、公益的かつ組織的なセーフティネットとしての役割を担うべきスタッフ弁護士がという、これに尽きているかと思しますので、ただいまの田邊委員の御提案のように、今の31ページの下から第3段落の下から3行目に、あえて中核的役割というのを置いておく意味は余りないかと思しますので、スタッフ弁護士がジュディケア弁護士等と協働して云々と、こういうふうにしても本体の意味を踏まえれば、十分、趣旨は伝わるかと思います。もし御異論がないようでしたら、そのようにしたいと思いますが、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 最終的には座長にお任せをしたいと思いますが、その部分を全部とってしましますと、スタッフ弁護士がジュディケア弁護士等と協働してということで、逆に言いますと、常にあらゆる場面で同じようなウエートで、協働していかなければならないということもなくなってしまいそうな気がいたします。私は、スタッフ弁護士は、この間ずっと申し上げ

げてまいりましたように独自の役割を果たし得る、固有の特徴を持った弁護士類型だと思っておりますので、今の田邊委員の御指摘は、中核的という表現がやや誤解を招くという御趣旨だと理解した上で、例えば独自の役割を担いながらといったような形で修文してはいかがかと思います。

○伊藤座長 私が先ほど申しました、25ページの枠囲みのところで先ほど言及したところで、中核的役割というのをとって、そのかわりにセーフティネットとしての役割を担うべきスタッフ弁護士がと、佐藤委員がおっしゃる独自というのは恐らくその意味内容に通じるかと思っておりますので、それを繰り返してもいいんですが、繰り返すまでの必要もないかなと思いましたが、いかがですか。

○佐藤委員 お任せいたします。

○伊藤座長 よろしいですか。

○細田委員 確認ですけれども、25ページのほうの公益的かつ組織的なセーフティネットとしての役割を担うべくスタッフ弁護士がというように、31ページも全く同じように表現をされる。

○伊藤座長 それを繰り返すことも考えられるんですが、スタッフ弁護士がジュディケア弁護士等と協働して、をあえて繰り返さなければならぬですかね……。

○細田委員 セーフティネットとしての役割を担うべきという、25ページは役割を担うべきが前にきていたんですが、こちらのほうはそれを外してしまうということですか。

○伊藤座長 スタッフ弁護士がジュディケア弁護士等と協働してと、単純にそういうふうにしても、25ページの枠囲みの部分というのは当然の前提になっていますから、あえて繰り返さなくてもいいかというのが私の申し上げた趣旨です。

どうぞ、平川委員。

○平川委員 佐藤委員の御意見に賛成ですが、私たち民間団体の支援員は、スタッフ弁護士と非常に親和的なところがありまして、法的なソーシャルワークをしていかれるとか、支援に際してコーディネートをするとか、マネジメントをするとか、そういう活動形態をとってくださっているように見受けられるので、スタッフ弁護士の方たちの新しい法的支援の展望というものが民間団体にとっては希望なんです。そういう意味で、独自の活動を担いながらというふうにおっしゃいましたでしょうか。それは「おわりに」のところに書き添えていただけるとありがたいと思います。

○淵上委員 すみません、淵上ですが、独自のという言葉になると、何をもって独自なのかというところが私どもではまた議論になってしまいまして、それだったら繰り返していただいたほうがありがたいのかなというふうに思っています。

○伊藤座長 どうぞ。

○田邊委員 この新しい取り組みを民事扶助から切り出した新たな援助類型として創出して、それをジュディケアも一緒にやっていくことで、その取り組みがこれまで以上に広がるのが展望できると思います。私は、中核的役割を担いながらという箇所を削っていただけないかと申し上げたのでして、セーフティネットたるスタッフ弁護士との部分は、残していただいて構いません。

○伊藤座長 皆さんの御意見がそうであれば、ここで繰り返しましょう。セーフティネットと

しての役割を担うべきスタッフ弁護士がジュディケア弁護士等と協働してということにいたしましょう。それでよろしいですか。そのほうが平川委員の御指摘なども生きてくるかと思いますので、中核的役割という部分をとって、今の25ページの文章の繰り返しになりますけれども、そういう形にいたしたいと思います。

それでは、全体を通しまして何かさらに御意見はございますでしょうか。どうぞ、細田委員。

○細田委員 先ほど気がつけばよかったんですが、5ページですけれども、6行目のところには弁護士等と等を入れていただいているんですよね。

○伊藤座長 5ページの上から6行目ですか。

○細田委員 黒文字のところの弁護士等に行わせるような仕組みがという形になっていますよね。等が入っていますよね。そうなりますとその次の下のほうにいくと、法テラスと、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会等とは互いに連携しとなっているんですが、その4行目の福祉機関等との連携構築活動を、法テラスが弁護士会との連携の下と規定されているんですよ。それでいて次に弁護士等に行わせるとなるんですよ。

○伊藤座長 今の、弁護士会との連携に関する御指摘の趣旨は……。

○細田委員 弁護士会との連携の下、弁護士等に行わせるような仕組みが必要となると、弁護士等の中に入っている司法書士は、法テラスと弁護士会との連携の中に入っていくんですよね。

○伊藤座長 5ページの上から4行目ですね。法テラスが弁護士会との連携の下、これこれ、こうだということで。

○細田委員 法テラスと弁護士会が連携しておられて、だけれども、やるときは司法書士も一緒に来いよという話になってしまうので、すみませんが、一応、法テラスが弁護士会等とされるのか、弁護士会・司法書士会とやっていただくのか、そうしていただきませんか何となく宙に浮いた形になるので、御理解いただきたいと思います。

○伊藤座長 細田委員の御指摘はわかりましたし、ここで書いている趣旨は決してそういう趣旨ではありませんので、それが適切に表現されるように弁護士会等とこの場所ですか、それとも、もうちょっと前のところで一般的に等とはこういうものですよというような形にするか、表現は考えさせていただきます。

○細田委員 ありがとうございます。後から言ったらいいのかなと思ったんですが、ここで言っておかないと皆さんの同意をいただけないと直せなくなって困るものですから。

○伊藤座長 わかりました。ほかには御意見はいかがでしょうか。

それでは、本日の段階で御意見をいただいたということであれば、何点か、修正をすべき部分がございますので、それを反映させて、次回、6月11日の検討会におきまして、検討会としての取りまとめをしたいと存じます。

他に特段の御発言がございませんようでしたら、第7回の検討会はここで終了にいたします。今後の日程等について事務局から説明をお願いいたします。

○松井参事官 次回、第8回の検討会は6月11日、火曜日、13時から、東京地検15階の1501会議室で行います。

次回の第8回の検討会におきましては、本日、御協議いただきました取りまとめ案について各委員の御意見を踏まえまして修正し、伊藤座長の御了解を得た上で、一度、委員の先生

方にその部分について御確認をいただきます。そして、充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会報告書といたしまして、取りまとめを行いたいと思っております。したがって、次の会議はその取りまとめについて御了解、御承認をいただく場ということになります。報告書につきましては、当日中に法務大臣に事務局から提出する予定でございます。

続きまして、議事録の作成についてですが、事務局において原案を作成した後、委員の皆様に内容を御確認いただき、委員長の御確認をいただいてから公表することといたします。よろしくお願いいたします。

○伊藤座長 では、以上で第7回の検討会を終了いたします。

長時間、ありがとうございました。

—了—